

公共事業用資産の買取り等の申出証明書

資産の所有者への
交付用

資産の 所有者	住所(居所) 又は所在地				
	氏名又は 名称	法人 個人			
事業名	買取り等の 申出年月日	買取り等の 区分	買取り等の申出をした資産		
			所在地	種類	数量
					m ²
摘要	(. . .) (. . .)				
公共事業 施行者	事業場の所在地				
	事業場の名称				

※ 収用等の5, 000万円控除の特例の適用を受ける場合には、この証明書を確定申告書等に添付してください。

公共事業用資産の買取り等の申出証明書
(資産の所有者への交付用)

1 作成時期等

この証明書は、買取り等を必要とする資産につき公共事業施行者が最初に行取り等の申出を行った都度作成し、当該申出を受けた資産の所有者に交付する。

2 記載要領等

この証明書の各欄は、次により記載する。

- (1) 「資産の所有者」欄の「法人」・「個人」の文字は、該当する文字を○で囲むこと。
- (2) 「事業名」欄には、資産の買取り等を必要とする事業の名称を具体的に記載すること。
- (3) 「買取り等の申出年月日」欄には、買取り等を必要とする資産について最初に行取り等の申出をした年月日を記載すること。
- (4) 「買取り等の区分」欄には、買取り等の態様に依り、「買取り」、「消滅」、「交換」、「取りこわし」、「除去」又は「使用」と記載すること。
- (5) 「買取り等の申出をした資産」の各欄は、次により記載すること。

イ 資産の種類ごとに、かつ、一筆、一棟又は一個ごとに別欄記載し、記載欄が不足する場合には、別紙を追加すること。

ロ 「種類」欄には、土地にあつては宅地、田、畑、山林、原野等と、建物にあつては木造住宅、鉄筋コンクリート造店舗等と記載するなど、具体的に記載すること。

- (6) 「適要」欄には、資産の買取りを必要とする事業施行者に代わり、特定の者が当該資産について買取り等の申出をするときには、当該事業の施行者の名称を「事業施行者〇〇県」と記載すること。

また、仲裁裁判等があつた場合には、次のイ～ニによる。

イ 仲裁裁判があつた場合には、右のカッコ欄に「仲裁判断の申請をした日」、「仲裁判断のあつた日」と記載し、併せてその日を記載する。

ロ 補償金の支払請求があつた場合には、右のカッコ欄に「当該請求をした日」と記載し、併せてその日を記載する。

ハ 農地法の許可を受ける場合には、右のカッコ欄に「申請をした日」、「許可があつた日」と記載し、併せてその日を記載する。

ニ 農地法の届出をする場合には、右のカッコ欄に「届出書を提出した日」、「受理した日」と記載し、併せてその日を記載する。